

# 空き家と一緒に農地を売りたい人・買いたい人！

今までは…



平成31年4月からは…



白石町農業委員会は、平成31年4月1日より、「白石町空き家バンクに登録された空き家に付随する農地」を空き家とともに取得する場合、農地法第3条による下限面積（別段面積）要件を1㎡まで引き下げます。

空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げることにより、移住定住を促進し、農地の有効活用の推進・遊休農地の発生を抑制することを目的としています。

## 《 手続きの流れ 》

1. 白石町空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について「特例農地の指定申請書」を農業委員会へ提出（農地所有者）
2. 農業委員会総会にて審議
3. 農地所有者へ判断結果の通知
4. 農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出（農地所有者＋農地取得者）
5. 農業委員会総会にて審議し、許可書発行



※ 空き家と農地については要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 問い合わせ先

白石町農業委員会事務局（TEL 0952-84-7127）

企画財政課白石創生推進係（TEL 0952-84-7112）